

令和 7 年度家畜人工授精師養成講習会開催要領

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 16 条の規定に基づき、令和 7 年度家畜人工授精に関する講習会を下記のとおり開催する。

1. 主催：沖縄県

2. 開催期日

1) 講習会：令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）から同年 8 月 29 日（金曜日）

※ 台風の接近など講習会の開催に支障が生じる場合には、土曜日、日曜日を含め別日程を設ける。

※ 講習時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとし、土曜日、日曜日及び祝日に講義等は行わない。

2) 修業試験：令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）

3. 講習場所

1) 沖縄県立農業大学校：宜野座村松田 2982-24

2) 沖縄県畜産研究センター：今帰仁村字諸志 2009-5

※ オンライン受講の場合はサテライト会場にて受講可能。

4. 講習の目的

家畜改良増殖に係る家畜人工授精に関し、必要な知識と技能の習得を図り、沖縄県内において家畜改良増殖に貢献する人材を育成する。

5. 受講対象者

受講対象者は、以下の通りとする。

1) 沖縄県立農業大学校校長が推薦する本科畜産課程肉用牛コースに在学しており、卒業見込みの者若しくは短期養成科畜産課程肉用牛コースを卒業した者。

2) 沖縄県在住であって、本県の畜産関係機関の長が特に必要と認める者。

3) 家畜改良増殖法第 17 条の規定に該当しない者

6. 講習の対象家畜

牛

7. 講習科目及び講習時間

別紙のとおり（講師の都合により一部変更する場合もある。）

8. 受講定員

20 名以内とする。なお受講申込者が定員を超える場合は書類審査及び関係機関との協議等により受講者を決定する。

9. 受講申請

1) 受講希望の届出

受講希望者は受講希望届出書（別紙様式第 1 号）に推薦書（別紙様式第 2 号）、履歴書（写真を添付）（別紙様式第 3 号）を添えて住所地を管轄する家畜保健衛生所を経由して沖縄県農林水産部畜産課へ令和 7 年 7 月 3 日までに必着するよう提出すること。

※ 推薦者については、学生にあたっては学校長とし、その他受講申込者にあたっては市町村長、県機関に所属する者にあたっては所属長とする。

2) 受講申請の承認

提出された受講申請に係る書類等を審査し、受講を適当と認める者については、受講承認通知を各家畜保健衛生所長および沖縄県立農業大学校長あてに通知する。

3) 受講申込

受講の承認を受けた受講希望者は受講申込書（別紙様式第 6 号）を開講式の受付時に提出すること。

10. 講習手数料

受講手数料は、32,400 円とし、受講申込時（開講式の受付時）に受講申込書（別紙様式第 6 号）に沖縄県収入証紙を添えて納入すること。

※ 講習に用いるテキスト代、消耗品費は別途、徴収する。

※ 手数料は講習会受講決定後に納付する。なお、納付後に講習手数料は還付しない。

※ 沖縄県収入証紙は県内銀行窓口等で取り扱う。

11. 講習及び修業試験の一部免除

1) 「大学等で当該科目の一部を修了した者」

家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 96 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき、学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下、「大学等」とする。）において、同法施行規則第 23 条第 1 項に掲げる科目のうち特定科目（別記 1）を既に修めた者は、その科目についての受講及び修業試験の免除を受けることができる。

講習の受講及び修業試験の免除を受けようとする者は受講申請に係る書類を提出する際に、家畜人工授精に関する講習会受講等免除申請書（別紙様式第4号）及び学科科目取得証明書（別紙様式第5号）を提出すること。

2) 「他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者」

家畜改良増殖法施行規則第24条の2第2項の規定により、他の種類の家畜についての講習会の修業試験に合格している者は、同法施行規則第23条第1項に掲げる一般科目（別記2）の受講及び修業試験の免除を受けることができる。

講習の受講及び修業試験の免除を受けようとする者は、受講申請に係る書類を提出する際に受講等免除申請書（別紙様式第4号）及び同法施行規則第25条第1項に基づく修業試験に合格した旨の証明書の写し若しくは当該家畜人工授精師免許の写しを提出すること。

1 2. 修業試験合格証の交付

修業試験に合格した者については、修業試験合格証を交付する。

1 3. 注意事項

- 1) この要領に定めるほか、必要な事項は知事が別に定める。
- 2) 受講するために提出された書類は、返却しない。
- 3) 受講者は筆記用具、印鑑、実習着（帽子、作業服、長靴）を必ず持参すること。
その他必要な物については講師の指示に従うこと。
- 4) 遅刻および途中退席については、欠席として扱う。
- 5) 講習会開催中は電話の取り次ぎは行わない。また、携帯電話、スマートフォン等の電子機器は電源を切る若しくはマナーモードにすること。
- 6) 講習会に用いるテキストは「家畜人工授精講習会テキスト（家畜人工授精編）」（一般社団法人日本家畜人工授精協会 発行）を用いる。
- 7) 講習会における消耗品については、原則として受講者の負担とする。
（消耗品代：5,000円程度）
- 8) 宿泊・昼食については、各自手配すること。
- 9) このほか受講に際し、遵守しなければならないことは、別に指示する。

(別記1)

11 の 1) の関係

【学科】

- ・畜産概論 ・家畜の栄養 ・家畜の飼養管理 ・家畜の育種 ・生殖器解剖
- ・繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理） ・精子生理（雄繁殖生理）
- ・種付けの理論（妊娠と分娩）

【実習】

- ・家畜の飼養管理 ・生殖器解剖 ・家畜の審査 ・発情鑑定

(別記2)

11 の 2) の関係

【学科】

- ・畜産概論 ・家畜の栄養 ・家畜の飼養管理 ・家畜の育種 ・関係法規